明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○平成二十八年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令（総務・外務一）　二

〔規　則〕

○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院七）　二

〔告　示〕

○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（総務二四八）　二

○在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件（同二四九）　二

○平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件（中央選挙管理会一九）　五

○平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を定めた件（同二〇）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三五）　五

○日本国に帰化を許可する件（法務二八七）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二八八、二九〇、二九三～二九六）　六

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同二八九、二九二）　六

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件の一部を改正する件（同二九一）　六

○刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書の修正に関する書簡の交換に関する件（外務二〇三）　七

○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の代表者の氏名等を変更した件（厚生労働二四三）　九

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通八〇四）　九

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（同八〇五）　九

○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（同八〇六）　九

〔人事異動〕

内閣　財務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇

国家試験

平成二十八年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他